

消防救第190号
平成17年7月14日

各都道府県防災主管部長 殿

消防庁救急救助課長

生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動について（通知）

地下鉄サリン事件から10年目となりますが、近年においても平成16年3月のスペインにおける列車爆破テロ、また最近起きたロンドン中心部同時爆発テロ事件等、世界各地でテロ事案が発生しております。

このように、世界的にテロの脅威が高まる中、これまで消防庁で開催してきました救助技術の高度化等検討会においても、化学災害（毒・劇物等）に係る消防活動マニュアル（平成14年3月）、生物・化学剤テロ災害に伴う消防機関が行う除染活動マニュアル（平成16年3月）等の活動マニュアルの作成をしてきました。

これらの過去のマニュアル作成を踏まえ、生物・化学テロについての最新の情報、また、広く海外・国内の関連文献を参考に、この度、現場の隊員が具体的に活動できるようにすることを目的に、[生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル及び活動確認帳](#)を作成しました。

つきましては、本通知を貴都道府県内の消防機関に対して周知するとともに、本マニュアルを参考とし、生物・化学テロが発生した際、地域の実情に応じて適切な活動が円滑に実施できるよう、関係機関と連携・協力し訓練を行う等、生物・化学テロ対処体制の整備を図られるようお願い致します。